

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	容器、附属品の検査又は再検査
概要	高压ガスを充填する容器又は容器の附属品を製造又は輸入した者は、市長が行う容器検査又は附属品検査を受ける必要があり、これに合格したものとして刻印等がされているものでなければ、譲渡し、又は引き渡してはなりません。また、容器及び容器の附属品で、一定の期間を経過したもの又は損傷を受けたものについても、市長が行う再検査を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項、第48条第1項第3号及び第5号、第49条、第49条の2並びに第49条の4 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第5条、第13条、第19条、第24条並びに第27条第1項及び第2項 国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第9条、第15条並びに第18条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html)
審査基準	申請された容器又は容器の附属品が、高压ガス保安法第44条第4項又は第49条の2第4項の規格に適合しているかを確認します。 ・容器保安規則第7条、第17条、第26条、第29条及び第72条 ・国際相互承認に係る容器保安規則第17条及び第20条 (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/index.html) ・鉄道車両に固定する容器等の検査及び再検査における規格を定める件 (昭和41年10月1日通商産業省・運輸省告示第11号) ・容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第7号） ・国際相互承認に係る容器保安規則の機能性基準の運用について（令和元年6月14日保局第8号） ・高压ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（令和2年8月6日保局第1号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/hourei/kouatu_kokuchi.html)
標準処理期間	10日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	製造又は輸入した容器及びその附属品を、譲渡し、又は引き渡そうとするとき
提出方法	容器検査申請書又は附属品検査申請書に検査に必要な図書を添えたものを大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	大阪市消防手数料条例（平成12年大阪市条例第72号）に定める金額。申請の種類（申請を行おうとする容器又は附属品が装置される容器の材質、用途、内容積、充填するガスの種類等）によって異なります。 詳細は大阪市例規データベースをご覧ください。 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	